

# 資料3-1-1 内閣府説明資料1

平成17年5月24日

内閣府男女共同参画局

「女性のチャレンジ支援策の推進について」（平成15年6月男女共同参画推進本部決定）について【監視・影響調査専門調査会資料】

## 1 「女性のチャレンジ支援策の推進について」

（平成15年6月男女共同参画推進本部決定）

「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」（平成15年4月男女共同参画会議決定）における提言を受けて、平成15年6月の男女共同参画推進本部で以下のとおり決定。

国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める女性の割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は、民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。

### （1）社会のあらゆる分野

社会のそれぞれの分野で30%を目指すということ

「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月 男女共同参画会議基本問題専門調査会）では、以下の9つの分野を指摘している。

（雇用、起業、NPO、農林水産、研究、各種団体、地域、行政、国際）

### （2）指導的地位

現時点では、労働力調査（総務省）における「管理的職業従事者」に相当すると考えられる。

「管理的職業従事者」に該当する職種としては、大まかに以下のものが挙げられる。

- ・政治分野・・・国会議員、都道府県・市区町村議会議員
- ・行政分野・・・国又は地方公共団体における課長相当職以上
- ・民間部門・・・会社等の法人・団体における課長相当職以上

### ○日本における指導的地位に占める女性の割合

・政治分野

国会議員（衆議院議員6.9%、参議院議員13.6%）

【衆議院・参議院事務局調べ 平成17年3月現在】

地方議会議員 7.9%

【総務省調べ、平成15年12月現在】

・行政分野

国家公務員管理職 1.5%

【人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査」、

平成16年1月15日現在】

地方公務員管理職

都道府県 4.9%

政令指定都市 6.4%

市(区)町村 7.6%

【内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成16年度)】

・民間等

管理的職業従事者 10.1%

【総務省「労働力調査」平成16年】

## 2 今後の検討について

平成17年5月に公表した「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向についての中間整理」においては、2020-30の目標に関して今後の具体的な取組として、以下のとおり記述されている。

### II 現行計画の達成状況・評価及び今後の施策の基本的方向と具体的な取組

#### 【1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大】

#### 2. 今後の施策の基本的方向と具体的な取組

##### (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

##### 【具体的な取組】

平成15年6月の男女共同参画推進本部決定における「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標に向けて計画的に取組を進めるとともに、各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行う。

##### (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

##### 【具体的な取組】

「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程

度になるよう期待する。」との目標を踏まえ計画的に取組を進めるとともに定期的にフォローアップを行うよう支援・協力要請を行う。

(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

【具体的な取組】

それぞれの分野で「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との目標を踏まえ政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、自主的な行動計画の策定について継続的に協力要請・支援を行う。

(添付資料)

- ・ 【参考】日本標準職業分類（抜粋）
- ・ 国の審議会等における女性委員の参画状況について（参考）
- ・ 女性国家公務員の採用・登用の拡大等について  
（平成16年4月27日 男女共同参画推進本部決定）
- ・ 女性国家公務員の採用・登用の拡大等について  
（平成16年4月28日 各省庁人事担当課長会議申合せ）
- ・ 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針  
（平成13年5月21日 人事院指針）

## 【参考】

### 「日本標準職業分類」(抜粋)

#### B 管理的職業従事者

事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。

ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。

- (1) 経営管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、大分類〔C事務従事者〕以外のそれぞれ該当する項目に分類される。
- (2) 校長・病院長・診療所長・歯科医院長・歯科診療所長・研究所長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・特許庁審判長・海難審判庁審判長は大分類〔A専門的・技術的職業従事者〕に分類される。
- (3) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は大分類〔F保安職業従事者〕に分類される。

#### 2.1 管理的公務員

国又は地方公共団体における課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び議会議員として立法関係の仕事に従事するものをいう。

ただし、公団・公庫・営団などの特殊法人において管理的業務に従事するものは中分類〔2.2及び2.3〕に分類される。

- 2.1.1 議会議員
- 2.1.2 管理的国家公務員
- 2.1.3 管理的地方公務員

#### 2.2 会社・団体等役員

会社・公益法人・組合・特殊法人などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。

- 2.2.1 会社役員
- 2.2.2 特殊法人役員
- 2.2.9 その他の法人・団体役員

#### 2.3 会社・団体等管理職員

会社・公益法人・組合・特殊法人などの法人・団体における課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、会社・団体等の役員は中分類〔22〕に分類される。

231 会社管理職員

232 特殊法人管理職員

239 その他の法人・団体管理職員

24 その他の管理的職業従事者

中分類〔21～23〕に含まれない管理的な仕事に従事するものをいう。

249 他に分類されない管理的職業従事者

